

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」の概要について

プロバイダ責任制限法検証WG設置の背景

来年度には、プロバイダ責任制限法(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年11月30日法律第137号))が制定されてから10年の節目を迎えることとなるが、本年5月に策定された「知的財産推進計画2010」も踏まえ、事業者等による同法の運用状況やインターネットを取り巻く環境の変化、諸外国の動向を踏まえつつ、同法の検証を実施。

プロバイダ責任制限法検証WGの体制

主査 長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 主査代理 森田 宏樹(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 大谷 和子(株式会社日本総合研究所法務部長)
 佐伯 仁志(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
 島並 良(神戸大学大学院法学研究科教授)
 平野 晋(中央大学総合政策学部教授)

山下 純司(学習院大学法学部教授)
 山本 和彦(一橋大学大学院法学研究科教授)
 オブザーバ 内閣官房知的財産戦略推進事務局
 オブザーバ 法務省民事局参事官室
 オブザーバ 文化庁著作権課

検討スケジュール案

10月	11月	12月	1月	2月	3月
10/18 第1回WG	11/30 第2回WG	12/21(予定) 第3回WG			
○事務局からプロバイダ責任制限法の現状と課題について説明 ○自由討議	○関係者からのヒアリング① ・日本音楽著作権協会 ・日本レコード協会 ・コンピュータソフトウェア著作権協会 ・ユニオン・デ・ファブリカン ○自由討議	○関係者からのヒアリング②等(予定)	○個別の検討項目について検討等(予定)		○報告書案取りまとめ等(予定)

1 プロバイダ責任制限法の取り扱う範囲

- ・他人の権利を侵害していないが、有害な情報の取扱いについてどのように考えるか。
- ・他人の権利を侵害していないが、社会的法益を侵害する情報の取扱いについて、どのように考えるか。
- ・違法情報を削除をしなかった又は削除した場合の特定電気通信役務提供者の刑事免責についてどのように考えるか。

2 プロバイダ責任制限法ガイドライン等

- ・送信防止措置により特定電気通信役務提供者の責任が制限されるかどうかについて、プロバイダ責任制限法は「権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由」の有無によるとしているが(第3条第2項第2号)、その基準につき、現在どのような取組が行われているのか。

3 権利侵害情報の削除(第3条)関係

- ・削除義務が生じる場合の明確化についてどのように考えるか。
- ・個別の情報流通を知らない場合の責任についてどのように考えるか。
- ・反復的な権利侵害行為への対策についてどのように考えるか。

4 発信者情報の開示請求(第4条)関係

- ・開示要件についてどのように考えるか。
- ・発信者情報開示請求権に関する仮処分の在り方についてどのように考えるか
- ・ノーティス&テイクダウンについてどのように考えるか
- ・開示する発信者情報の範囲についてどのように考えるか。
- ・発信者情報開示請求の主体についてどのように考えるか。

インターネット上のコンテンツ不正流通対策(関係者による連絡会及び実証実験の実施)

本年5月に策定された「知的財産推進計画2010」を踏まえ、コンテンツ不正流通対策連絡会の設立・運営及びコンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験を実施。

コンテンツ不正流通対策連絡会

- ・ 権利者等の許諾を得ずに、P2Pファイル共有ソフト(Winny等)、動画投稿サイト等で流通(不正流通)するコンテンツに関する課題を認識し、情報を共有し、対策を検討するための連絡会として、本年3月16日設立
- ・ インターネット上のコンテンツ不正流通の実態把握及び対策の在り方等を検討項目として、既に5回開催。

・ 体制

座長 音 好宏 上智大学教授

座長代理 北川 高嗣 筑波大学大学院教授

その他構成員 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者らの関係者

コンテンツ不正流通対策の共同検知システムの実証実験

- ・ インターネット上の不正流通を抑止するため、動画投稿サイト等で流通する不正流通コンテンツを検知し、プロバイダ等へ削除要請を行うシステムを開発する実証実験を実施。

・ 実証実験の現状

- ・ 本年12月18日より、国内外の10以上の動画投稿サイトにおいて、不正流通コンテンツを検知し、削除要請を行う実験を開始。〈日本、米国、中国、韓国、フランス、ドイツ〉
- ・ 本年11月より、P2Pファイル共有ソフトを用いた、不正流通コンテンツの実態調査を開始。